

北海道ロボット農作業機等実用化普及推進協議会開催要領

制定 平成26年5月2日

第1条（目的）

北海道の農業は、経営規模の拡大や働き手の不足を背景に、全国に先駆けて農業のICT化が進み、GPSガイダンスシステムなどの導入が拡大しているが、今後一層、生産コストの削減や効率化を進め、持続的な発展を目指す必要がある。このため、関係機関と連携し、新たに実用化した可変施肥システムなどの普及とともに、現在、研究開発が進められているロボット農作業機等の実用化及び早期普及を推進するための協議を行う。

第2条（協議事項）

協議会は、次の事項について協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 先端技術を活用した農作業機の研究開発の支援に関すること
- (2) 先端技術を活用した農業機械作業体系の確立及び普及促進に関すること
- (3) その他必要と認めること

第3条（構成員）

協議会は、次の機関・団体で構成する。

- (1) 北海道大学
- (2) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター
- (3) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
- (4) 総務省北海道総合通信局
- (5) 農林水産省北海道農政事務所
- (6) 経済産業省北海道経済産業局
- (7) 国土交通省北海道開発局
- (8) 一般社団法人北海道農業機械工業会
- (9) 北海道農業協同組合中央会
- (10) ホクレン農業協同組合連合会
- (11) 北海道

第4条（会長等）

- (1) 協議会に会長及び副会長を置く。
- (2) 会長、副会長は、北海道が指名する者をもって充てる。

第5条（会議）

- (1) 協議会の開催は、北海道が招集する。
- (2) 協議会には、必要に応じ関係者をオブザーバーとして出席させることができる。

第6条（事務局）

協議会の事務局を北海道農政部生産振興局技術普及課に置く。

附則

この要領は平成26年5月2日より施行する。